

## 兵庫県社総合庁舎仮庁舎機械警備業務委託仕様書

兵庫県社総合庁舎仮庁舎における機械警備について、下記のとおり仕様を定める。

この仕様書において、発注者（兵庫県北播磨県民局）を「甲」とし、受注者（警備会社）を「乙」とする。

### 1 業務名

兵庫県社総合庁舎仮庁舎機械警備業務

### 2 業務対象物件

兵庫県社総合庁舎仮庁舎（以下「仮庁舎」という。）

(1) 所在地 加東市社1550（旧加東市立社小学校校舎）

(2) 建物名称及び延床面積

①本館（旧 管理・教室棟）	3,080㎡
②新館（旧 特別教室棟）	795㎡
③北館（旧 教室棟）	1,784㎡
延床面積合計	5,659㎡

### 3 業務期間

令和8年8月1日から令和10年9月30日まで

ただし、北館については、令和8年8月1日から令和9年9月30日まで

### 4 業務概要

各種警備機器（防災、侵入、設備等）、集中監視装置及び警備員を総合的に組合せ、警備対象物件の財産保全と被害の防止を確立するものとする。

具体的な警備内容は以下のとおりとする。

### 5 警備方法

警備機器の設置による警備とし、各館を連動して警備することとする。

### 6 警備時間

(1) 平日：午後5時45分から翌日の午前8時45分まで

(2) 土曜日、日曜日、祝日及び年末・年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで）：午前8時45分から翌日の午前8時45分まで

(3) 火災警備については24時間警備とする。

### 7 警備範囲及び使用機器

(1) 主装置類は、設置機器等の情報（警備信号）を乙の基地局へ断線監視機能付電話回線を使用して送信する機械警備業務システムであることとし、電話回線は乙の回線を使用すること。

主装置設置部にて各区画の警備状態を確認できる機器を設置することし、区画については別紙のとおりとすること（7区画）。

(2) 各区画はそれぞれ専用のカード等を使用することにより、防犯監視を独立してセット及び解除ができる機器であること。甲が各区画に1箇所ずつ設置する電気錠（計7箇所）にこの機器を接続すること。なお、電気錠が設置できる扉は発注者が整備する。

(3) 異常表示灯は建物等の外壁に設置し、異常が発生した際に点灯または点滅することで周囲に異常を知らせること。

(4) 各棟1階の各区画執務室内の外窓（下側のみ）、各区画の扉にはマグネットセンサーを設置すること。

マグネットセンサーはスイッチ部とマグネット部からなり、窓や扉に設置して窓等の開放や不審者の侵入について感知し、窓等の開閉状態を確認できること。

(5) 区画内部には空間センサーを設置すること。

空間センサーは熱感知人感センサーであり、不審者の侵入を感知するものであること。

(6) 金庫センサーは金庫の開閉及び振動を感知できるものであること。

(7) 共用部には各区画警備のセット、解除の状況がわかる機器を設置すること。

(8) 機器セット時、解除時に使用する器具等は容易に複製のできないものであること。

(9) 設備の配線に異常（短絡、切断等）が生じた場合それぞれ検知機能を有し、集中監視装置に異常信号を確実に送信するものであること。

(10) 監視の死角の発生しない立体的な警備ができるものであること。

(11) 集中監視装置は対象物件に設置されたすべての端末機器が感知した信号を電話回線を使用して自動的に受信されると同時に、概ね下記の種類を明確に機械的に記録されるものであること。

- ・警備開始・侵入事故・火災事故・その他の事故
- ・機器の異常・警備解除・警備員巡回中

(12) 上記信号を受信したときは、いかなる場合であっても対象物件を調査のうえ、当該対象建物に設置した機器でなければ復旧できないものであること。

### 8 警備機器の設置及び撤去

警備機器の設置及び契約解除時の撤去については、すべて乙の負担とする。

### 9 警備機器の保守点検及び補修等

(1) 警備機器の保守点検を、乙の責任において適時実施し、機器等が正常に機能するよう維持すること。

(2) 警備機器が正常に作動しない場合は、乙においてそれに代わるべき警備対策を直ちに講ずること。

(3) 警備機器の経年劣化により乙の業務提供に支障が生じた場合は、乙の費用負担で補修または取替を行うこと。

### 10 異常時の処置

異常信号を受信した場合は、パトロール員を直ちに仮庁舎に急行させ、異常事態を確認するとともに、事態拡大防止にあたること。この場合の緊急出動料は警備料に含めるものとする。

### 11 事故発生時の報告

事故が発生した場合は、乙は甲に緊急通報し、その詳細を速やかに文書報告すること。

### 12 賠償責任

警備対象物件に生じた損害が乙の責に帰すべき事由によるものであるときは、乙は損害相当額の賠償の責を負うものとする。

また、この仕様書に基づく警備を実施中、警備会社の責に帰すべき事由により仮庁舎勤務者に与えた身体及び財産上の損害に対しても同様とする。

### 13 機密の保持

契約期間中及び契約期間終了後といえども、業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。

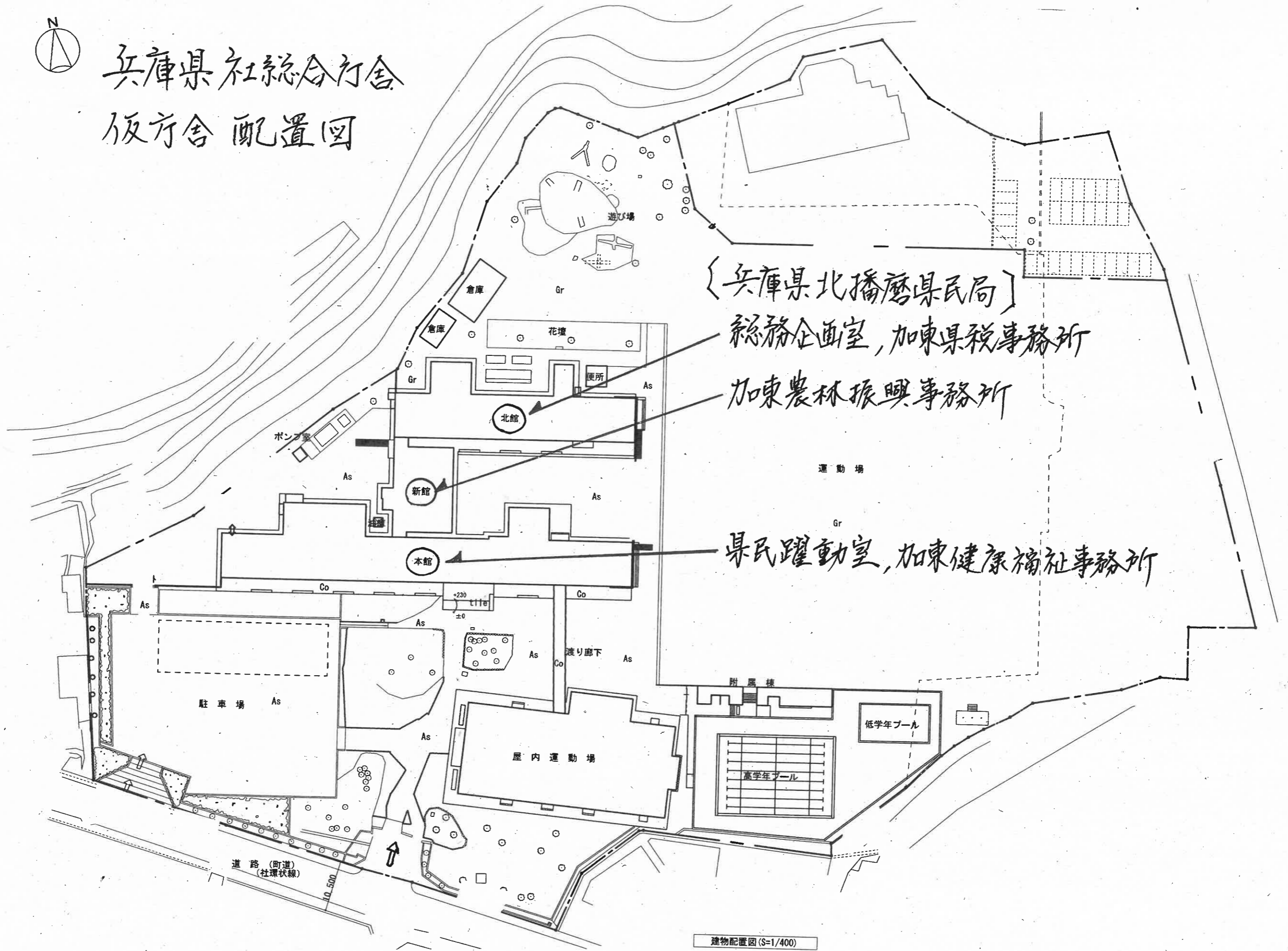
### 14 特記事項

(1) 上記業務期間については、兵庫県社総合庁舎長寿命化改修工事の進捗に応じて、延長の可能性がある。

(2) 本仕様書に定めのない事項についてはその都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。



兵庫県社総合行舎  
仮庁舎 配置図

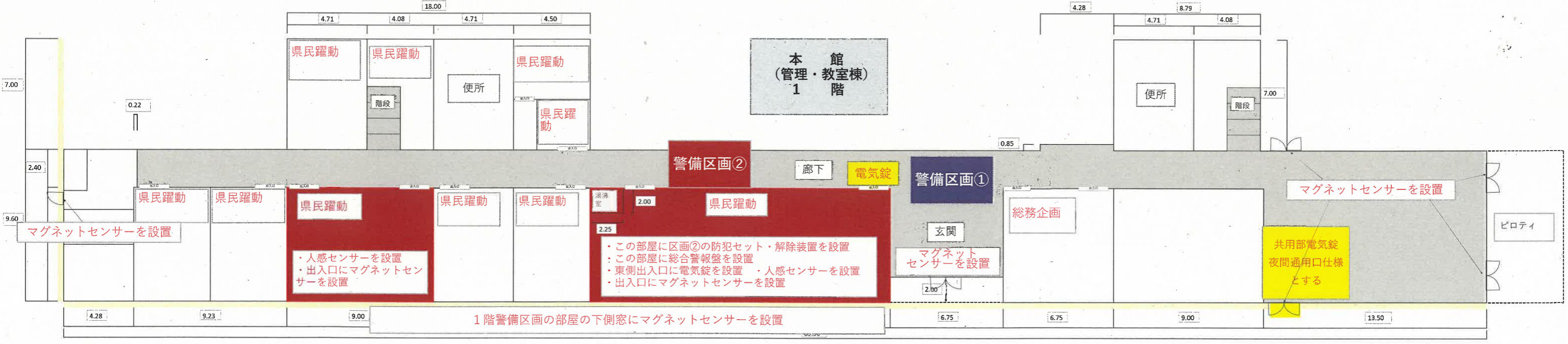
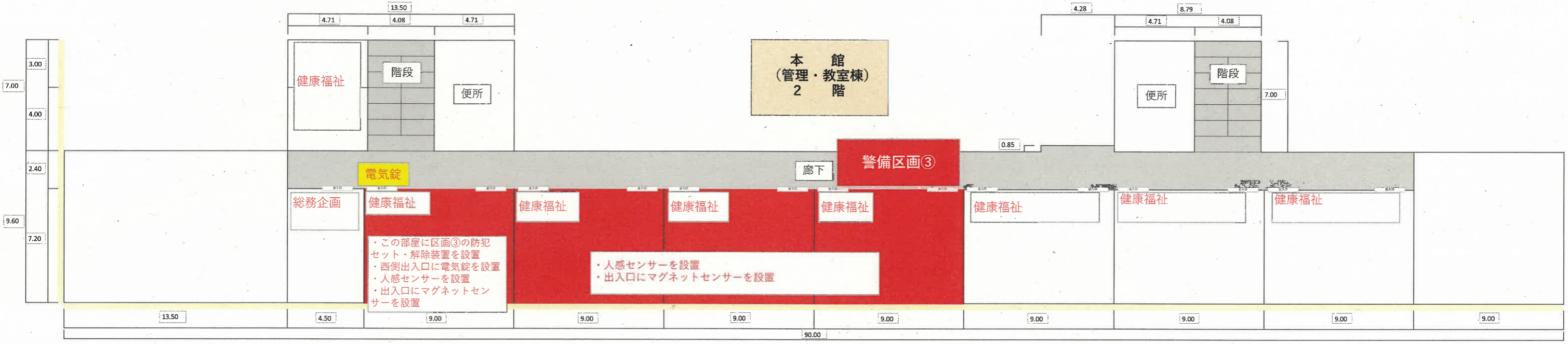
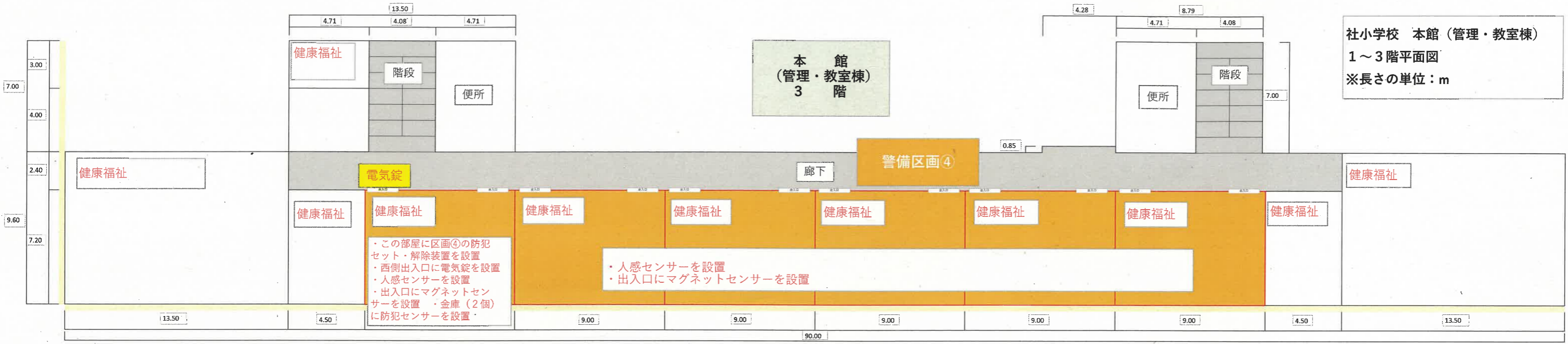


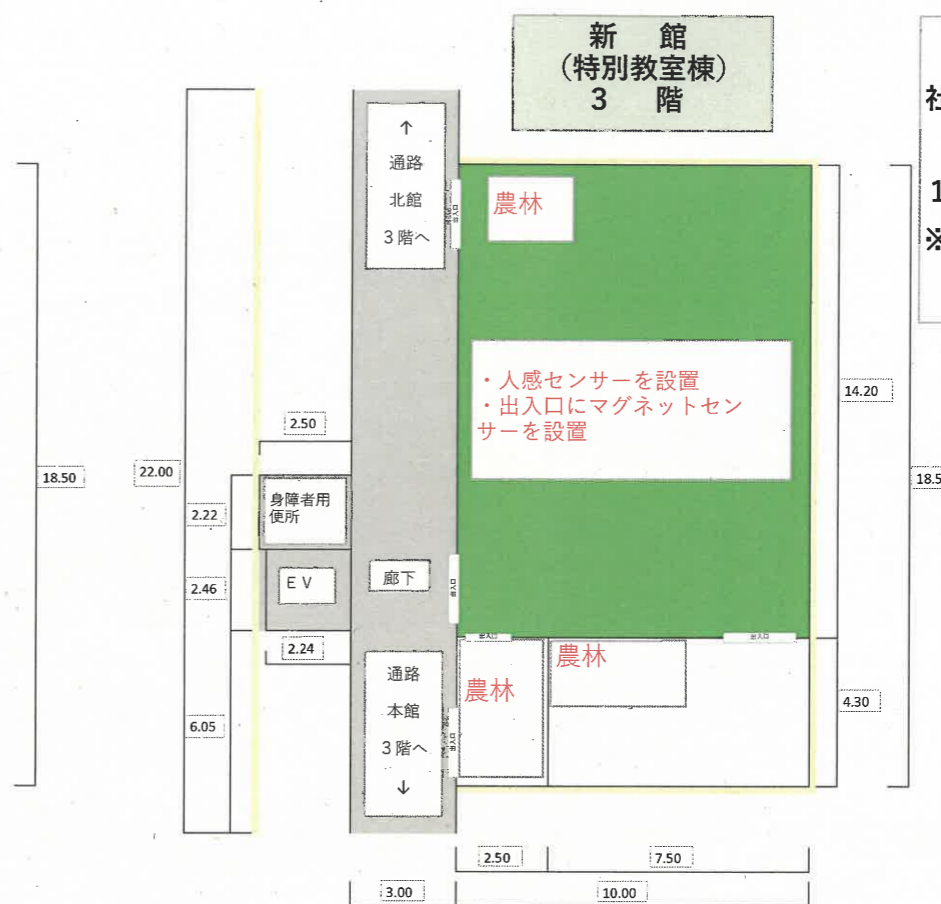
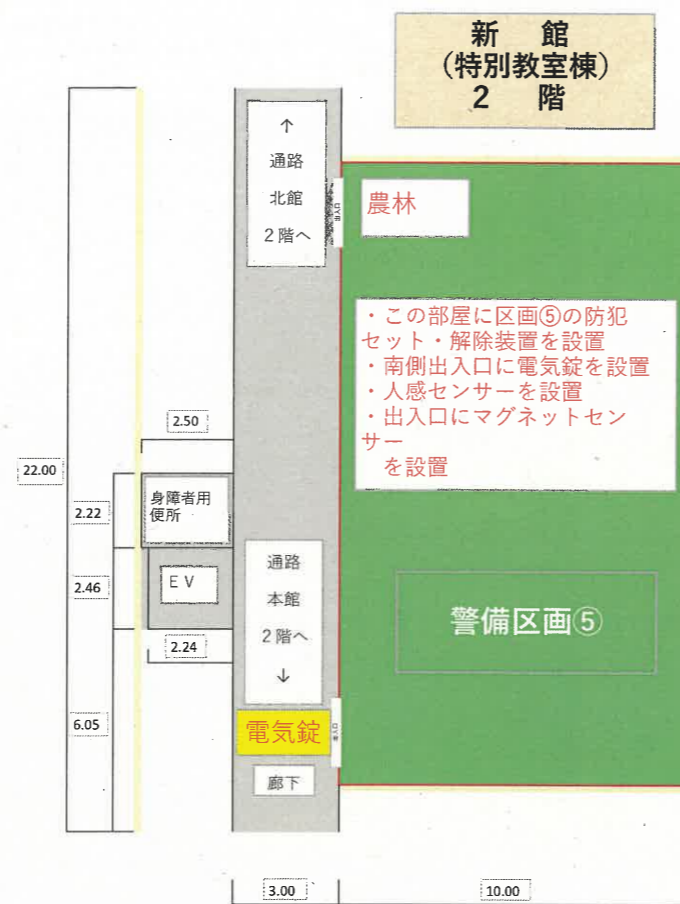
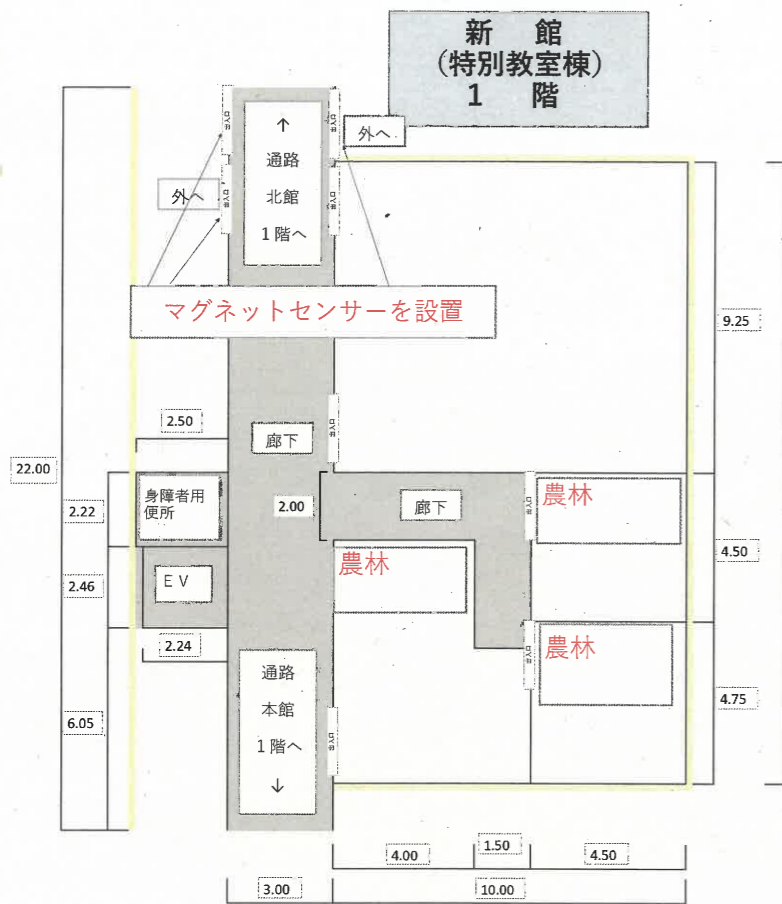
建物配置図 (S=1/400)

社総合庁舎仮庁舎(旧加東市立社小学校)警備区画表

区画番号	区画名	建物	階	室・事務所名	備考
①	共用部分	全体	1	共用部分	
②	県民躍動室	本館	1	県民躍動室	
③	加東健康福祉事務所(2階)	本館	2	加東健康福祉事務所	
④	加東健康福祉事務所(3階)	本館	3	加東健康福祉事務所	
⑤	加東農林振興事務所	新館	2・3	加東農林振興事務所	
⑥	加東県税事務所	北館	1・2	加東県税事務所	
⑦	総務企画室	北館	3	総務企画室	

社小学校 本館 (管理・教室棟)  
1～3階平面図  
※長さの単位:m





社小学校 新館 (特別教室棟) 1～3階平面図 ※長さの単位：m

